広報こすど

発行所　小須戸町公民館
発行人　宮崎純能
発行所　毎月1日
1部5円

毎月第三日曜日は
**家庭の日**です
一日を家族全員ですごしましょう。

# 昭和四十一年の事業構想

## ―今年の町政―

町長　村山吉五郎

昭和四十一年度をむかえ今年は最良の年でありまように、小須戸町が益々発展さして行く年でありますよう念願をいたすしだいであります。

かえりみますと昨年は種々の施設ができあがりました。中学校々舎の増築工事、山ノ手簡易水道の完成、上水道の改良工事、住宅の建設、瓦斯公営事業の開業、矢代田小学校々庭の拡張工事、林道の開設工事等其の上昨年十一月末には新役場庁舎が完成して十二月一日から新庁舎に引移って事務を取らして頂いて居ります。これからはまことにすばらしく明るく清潔にして便利の処で働く事のできますことは、私共全吏員一同感謝をもって姿勢を正し張切つて町民の皆様に奉仕するの覚悟を新に致しております。何卒倍旧のご鞭撻と御協力をお願い申上げる次第でございます。

今年は愈々鵜出古木橋も取付道路の問題も関係者の方々の間に御協力体制が整い、近いうちに申請書類を県へ提出する運びと相成り架設もなるべく早期に実現を致したいと努力を致しております。

又中学校の新体育館の建設を計画致して居りますが、これの規模は町民の体育向上の為めのものも加えて、出事得る限り近代的の施設を取入れて、これからの時代にふさわしいものを建築致したい所存で各方面と打合せて其の実現に運びつゝあります。

その他継続的の施策は種々ございますが、特に申上げたい事は新役場庁舎を中心とした道路の新設、区画整理の施行、これには関係各位の自発的御協力を得て高級住宅地及び工場敷地の造成を致したいと存じます。又山ノ手地区の林道の開発に依って、それに附随する新道路の建設、そして周辺の宅地並に工場敷地の造成等本町の経済開発を押進めて行きたいと存じます。

なほ又新産業都市の道路計画中に在る放射第四号線を新潟市、亀田町、新津市を経て矢代田の踏切迄での処を延長して田上村、加茂市を通じて三条市に至る大巾の道路を新設して、将来の交通の繁忙に備えると共に、本町の発展もこれに依存する処大なるものありと信じて居ります。これが建設については今後一段とその推進に努力致さねばならないと存じます。尚巻町、白根市、小須戸町、矢代田から五泉市へ通ずる巻―五泉線の県道は、山の手の道路が旧来の儘である為め大改良工事を当局へお願いして、大道路にして会津―平線に通ずる大動脈と致さなければならないと存じます。私は小須戸町は考えようによればけっして地の利の悪い処ではないのであります。その位置にふさわしい施策と努力を以つてすれば解決のつく事であり、また大発展も夢ではないと存じます。

次に町の中央部に在りまする旧役場の建物の利用については種々研究の決果公民館の建物と綜合して改造の上町の産業経済会館的のものとして公民館、商工会、青年団、婦人会、老人会、其他の活用に便ならしむると共に、町民の憩の場所として各種の集会、催場として利用致す事に準備を進めて居ります。尚新役場庁舎移転に依り新しく警察庁舎の新築が必要となりますので、当局に要請中でありますが、その実現が可能となりますと旧庁舎を町へ払下げを願つて移設して町の機関に利用致したいと要望を致して居ります。町民の皆様におかれては折角近隣にも希な豪壮なる新役場庁舎が完成し、又瓦斯事業も公営で施設が出来、上水道の大改良も進み、住良き町造りが着々出来上りつゝありますとき、昭和四十一年度をむかい皆様には何卒今年の御発展の気運を発揚下されまして、幸福を御向え得られますよう御祈り申上げます。

終りに私の政治信念を申上げたいと存じます。政治の衡に当るものは常に明確な判断と監視力をもって、実行の具体策に裏づけられた公約をはたし得る人、正当な報酬のほかは不当なる金品を贈ったり受け取ったりしない人、即ち清く正しく実行力のある人でなければならないと信じて居ります。如何に戦後二十年を過ぎ、道義が地に落ち腐敗堕落の政界であるようにいわれて居りますけれども、それにまきこまれたり又道義のたい廃に馴れて常識までを失う様な事があっては、政治の責任に立つものゝ資格がないものと存じます。私どもの常に戒心すべき事ではないでしょうか。私はあくまでも民意を其の心として町民のための町政を貫く覚悟を年度の初めに当り心を新にして町民の皆様に御誓い申し上げるしだいでございます。何卒一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

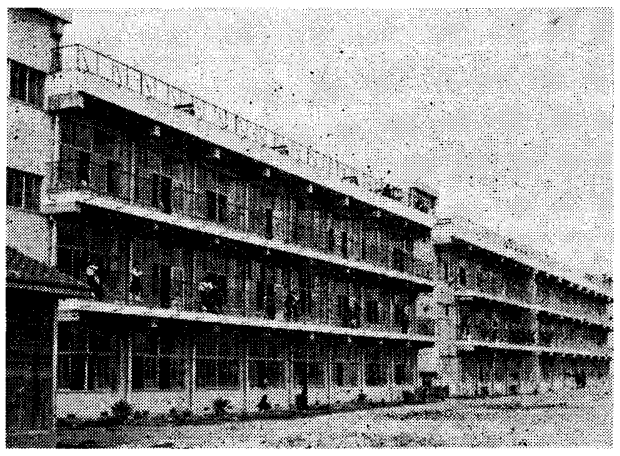

中学校校舎

町営住宅

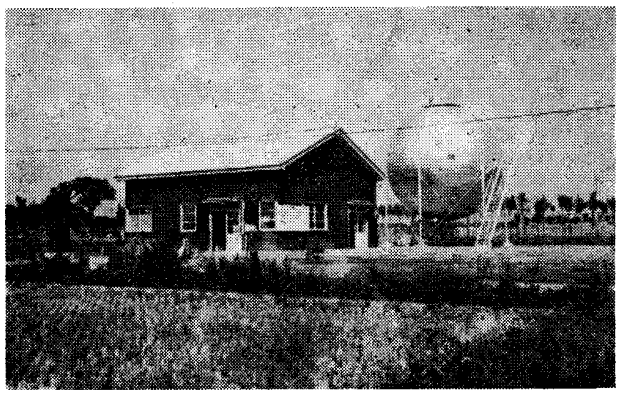

ガスホルダー

給食センター

# 後進性をとり新しい町に

## 四十一年度予算町会

昭和四十一年度予算を決定する三月定例議会は、十七日から二十三日にかけて開かれ、一般会計予算案など二十九件をいづれも原案通り可決いたしました。

（以下別紙の通り）

定例会の開会にあたり、町長は、就任以来他町村よりおくれている行政を一日も早く取り戻したいという信念で、簡易水道の新設、上水道の改良、組合立し尿処理施設の建設、ガス、町営住宅の建設、中学校の改築と給食センターの建設、林道の開発、地震災害の復旧、役場庁舎の建設など、約三億六千万円の投資的事業を行なってきたが、毎年行なわれる地方税の減税や、職員給与の改定などのため四十年度才入欠陥の見込額は二千万円前後になる公算が強いので、昭和四十一年度予算は行政執行上必要と認められる最小限度額を計上したと説明された。

**一般会計の支出を項目別に見ると**

職員給与関係経費
五、三一四万円（三二、五%）
議員等非常勤特別職の報酬等関係経費
七三五万円（四、四%）
事業実施に伴う工事請負費
二、七一三万円（一六、一%）
一部事務組合施設建設費等関係経費
五七五万円（三、四%）
各種事業並に団体等に対する補助又は負担金
一、一三八万円（六、八%）
商工業者育成のための予託
六〇〇万円（三、五%）
公債の償還に要する元利金
一、三〇八万円（七、八%）
町政の運営に要する経費
二、六六五万円（一五、八%）
学校給食共同施設運営費
一、六七〇万円（一〇、〇%）
その他臨時又は法令に基く諸費
一三〇万円（〇、七%）

であります。従つて当初には旧役場庁舎の内部改装、警察庁舎及官舎の移転、ウデコキ保育所昇格のための増築工事、町浦下水溝工事にとゞめ、ウデコキ橋、町民体育館は年次計画で推進される見込みであります。

**特別会計について**

国民健康保険

世帯員の七割給付を実施いたしましたが、運営はなかなか容易でありませんん、他市町村の状況を検討し保険税は二割程度増徴になります。

上水道は三ケ年計画（総事業費一億五百万円）で改良計画をたてております。上水道の施設を水田地内に新設移転しようと云うもので今年はその第二年度であります。

その他条例の制定改廃は次の通りであります。

1. 税条例の一部改正
従来十円であった督促料を四月一日から二十円に改めた。
2. 手数料条例の一部改正
印鑑証明、納税証明、工地建物所有証明、本籍住所居所の証明、一般証明手数料を十円引上げて五十円に改めた。
3. 中学校受託生徒に関する条例の一部改正
受託費（生徒一人二千円）の外、新たに校舎建築寄附金として二千円を納入せしめることとした。
4. 教育委員会事務局職員の定数条例の一部改正給食センター運営開始に伴うもので、十九名を二十一名とした。
5. 給料の調整額に関する条例の一部改正
全く事務的の一部改正である。
6. 町村人事々務組合の設立と公平委員会条例の廃止。
各町村に設けられている公平委員会の事務を県下町村が一体となって共同に処理しようとゆうものこの組合が発足する日をもって町の公平委員会を廃止しようとゆうものである。
7. 督促手数料及び延滞金徴収条例の制定。
分担金、使用料、加入金手数料及び過料を納付しなかったものに対し、督促状を発した場合は一通に付二十円の督促手数料を徴収する。また督促の納入期限をすぎて納入された場合は、日歩四銭の延滞金が加算されますので期日までに納入するよう心掛けましょう。
8. 学校給食費徴収条例の制定。
給食費は運営委員会の意見をきいて、教育委員会が定めますが中学生七百円小学生六百五十円の見込み。
9. 火葬に関する条例の一部改正
火葬場使用料を満十二才未満のもの七百円（百円上げ）十二才以上一千円（二百円上げ）とし、霊柩車使用料の基本額を千二百円（四百円上げ）に改めた。
10、水道条例の一部改正
増設工事などを町が認可している水道工事店が行った場合の検査並検査料の改正である。
11、町道路占用料等徴収条例の制定
町道上に露店を張る場合は一平方米当り一ヶ月四十円を納めていただきます。
12、建設機械貸与条例の制定。
左記の使用料を徴収して貸出しを行うもの

| 機械名 | 貸付対象 | 使用料 | 摘要 |
|---|---|---|---|
| 小松ブルトーザー | 公共団体 | 運転手、燃料付1時間3.000円 | 公共用に限る |
| | 建設業者その他 | 仝 4.000円 | |

13、昭和四十年度一般会計、特別会計の補正
最終的な補正を行いました結果
一般会計の場合は　二億八百四十二万一千円
国保会計は　三千八十六万一千円
上水道は　一千八百六万二千円　簡易水道は六百四万九千円ガスは二千七百五十五万三千円となりました。
14、その他
駅名問題調査特別委員会は今後尚調査研究を続けることとし、有線放送と市内電話を結ぶ請願その他陳情請願三件はいずれも採択されました。

## 町へご寄附

長い間当町の社会福祉関係等において、活躍されておりました故渡辺関司氏の香典返しとして、さる日ご家族より金参万円也を、町の社会福祉のためにとご寄附されました。

## 税だより

昭和四十一年度固定資産税の免税点が土地については、三万四千円が八万円に、家屋は三万円が五万円に、償却資産は十五万円が三十万円におのおのひき上げられました

小須戸町役場税務課

料理はうまいし
飲解はあるし
食んだり
等べたり
消してもも
費化力は旺盛で
税用も
皆払う

『お勘定は、公給領収証で』

新津財務事務所

◎別表

◎一般会計　『単位千円』

歳入
一六八、四八〇
歳出
議会費　七、六五二
総務費　四六、一七九
民生費　一九、四三八
衛生費　一二、二七五
農林水産費五、三〇二
商工費　八、九九二
土木費　九、八五八
消防費　六、九三四
教育費　三八、二六九
公債費　一三、〇八一
予備費　五〇〇

◎国民健康保険会計

歳入　四〇、七八六
歳出
総務費　三、七一四
保険給付費　三四、九五二
保険施設費　一、九〇〇
基金積立金　六九一
公債費　四
諸支出金
予備費　一四六

◎上水道特別会計

歳入
六〇、〇〇〇
歳出
上水道費六八、九二三
公債費　四、四五六
諸支出金　五
予備費　一〇〇

◎山の手簡易水道会計

歳入
七、三九一
歳出
簡易水道費三、四八五
公債費　二、八八一
諸支出金　一、〇〇五
予備費　二〇

◎ガス事業会計

歳入
一六、〇三一
歳出
営業費　一〇、八八三
営業雑費　二、六〇五
営業外雑費二、四四三
予備費　一〇〇
資本的収入
歳入　二九、五五〇
歳出
建設改良費　三〇、五二九
企業債償還金　二二九

※不足する一、二〇八円は損益勘定留保資金で補てんする。

タバコは町から買いましょう

# 集会施設に改修なる

## 社会教育活動のために

新役場庁舎の完成により、旧役場庁舎の改修利用についてかねてより検討中でありましたが、要望もあり、町当局も考えておりました、集会施設として改修され、近々一般利用される予定であります。

改修されます旧庁舎については、大要別記図表のとおりでありますが、旧庁舎一階には会議室三室、料理実習室一室、図書室及び図書閲覧室、宿直室、二階にはステージつき大集会室となりますまた旧公民館については一階ホールは、現在のものより広くなり、ステージつきホールとなり、利用の範囲がずつと広くなります。二階については以前のとおりで利用されます。

旧役場庁舎及び現在の公民館は、廊下一本でつながり、この二つの建物が、公民館となります。今までは、集会を予定しても会場が無いことがありましたが、改修が完了したのちにおいては、会場が無いということで不便をかけることがないと思います。

またこれにより社会教育活動としての公民館活動も定期講座、定期学級等の開催も予定が見込めますので、今後の社会教育活動に大きな役割をはたすことになりましょう

今後広くなった公民館の使用については、みなさんの集会施設でもありますので、会合の準備や会場使用後における整理等についても、各会合ごとに十分注意してください。特に火の始末については、指定された場所に始末をするようにお願いいたします。

利用についても一週間前には、公民館（電話二七〇番）に申込み、使用ください。

改修後の公民館予定図

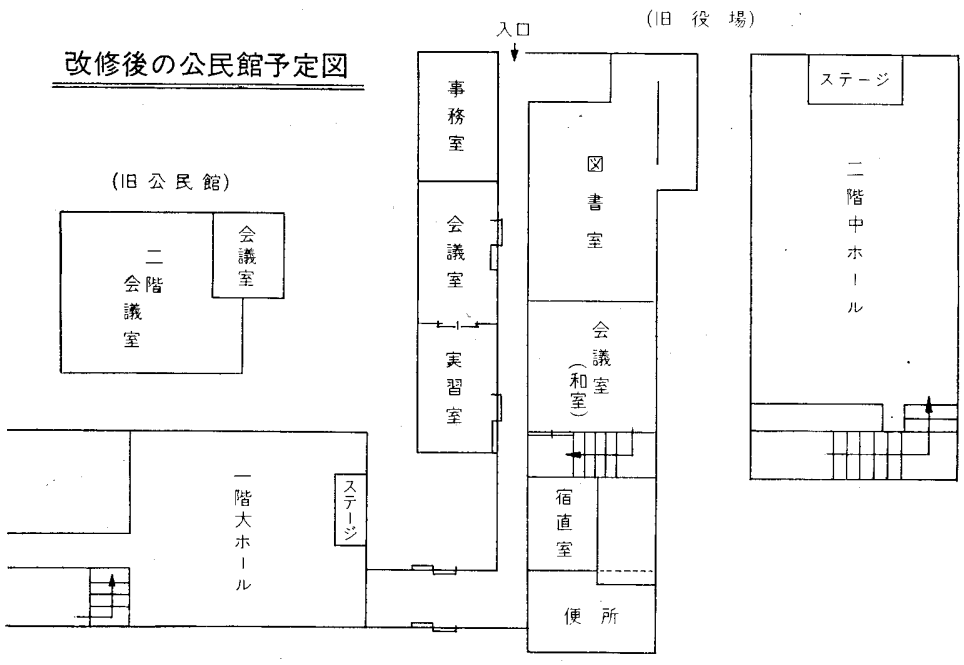


## ＝生活の知恵＝ 台所の片スミで

私たちの生活の中では、ちょっとしたことで、便利に使用されまた有効に使うことができます。みなさんご利用ください。

**○においの強い食器類**

プラスチックや塗り物の食器などは、においが強くなかなかぬけません

こんな時米びつの中に入れておくとにおいが早く抜けてしまいます。

**○アイロンの汚れには**

アイロンの底の汚れをとりのぞくには、紛石けんと磨き砂を布に含ませ水を少しつけながら丹念にこするときれいになります。

**○風邪ぎみの入浴には**

風邪ぎみで風呂に入った時にはよく温まり、上がる間ぎわに両手に塩をつけて背筋から背中全体によくすり込んで温まると湯ざめもせず、風邪のなおりも早いようです。

**○ストッキングのマット**

伝線したナイロンストッキングを三つ編みにして、丸くぐるぐると巻きつけ、ところどころよく止めます。玄関の足ふき浴室、勝手場などのマットや、火針の敷物などといろいろ用いられます。

またぐみ編にして、靴ふきにするのもよいものです。

**○ガラス戸は雨の日に**

ガラス戸を拭くときは雨の日か曇りの日の朝のうちがよいでしょう。湿気の多いときに拭きとりますと、汚れも早く落ちて楽に拭けます。

**○プラスチックのざるの汚れ**

プラスチックのざるは汚れが目につまって、なかなかきれいに洗えないものです。うどんのゆで汁の中に、二・三分ひたしてから、たわしで洗うときれいに落ちてしまいます。

**○雑布にもストッキング**

お掃除用の雑布を作るとき、重ね合せた布の真中に、履けなくなったストッキングを切り開いてはさめ込み縫い合わせると、使う時や、絞るときには大変便利です。殊に乾きの早いのが一番お得です。

**○タバコの吸いがら利用**

タバコの吸いがらをほぐしてためておき、茶サジ二～三杯ずつ紙に包みナフタリンのように、タンスなどに入れておくと防虫剤の代用になって効果的です。

またガーゼに包んでメガネをふくと〝くもり〟防止にもなりますし、便所や草花の根元にまいっても防虫の効果があります。

## 向上した育児知識

### 赤ちゃんコンテスト

入賞おめでとうございます。衛生知識育児知識の向上をはかり、明るい新潟県を築くため三才児及び赤ちゃんの一斉検診が行われ、小須戸町代表として参加しました吉田信広ちゃんは二次診査で一位に入賞。さる十八日の県大会に三市中蒲の代表として参加しました。

優良児氏名

男児

吉田信広 矢代田 泰雄二男
間島 哲 小須戸 幸雄長男
早川善郎 小須戸 昭志長男
村山美樹 矢代田 祐一二男
吉井政春 新保 清作二男
真柄道明 天ヶ沢 昌司長男
本多正己 矢代田 和雄長男
須藤勝彦 矢代田 寅夫長男
丸山浩規 新保 征二長男
古田泰彦 新保 恒夫長男
城丸和嘉 天ヶ沢 健二長男
五十嵐博之 矢代田 政二長男
東条政実 小須戸 芳三郎長男
藤田啓典 小須戸 仙典長男

女児

村山優子 矢代田 喜代司長女
広川清美 横川 清 長女
和泉真紀子 小須戸 修治二女
大貫利恵子 小須戸 勝利長女
真保千恵子 小須戸 安良長女
渡辺淳子 小須戸 輝穂長女

## ご協力により小須戸町史を

当町においては、数年計画において、郷土史を発行する予定であります。

ついてはみなさんの先祖がのこした足跡を、このさい書きのこしたいと思います。大火その他で資料がなく大変苦心しています。どんなものでもけっこうですので、みなさんの町史のために、なにぶんご協力ください。ご連絡によりうかがいます。

ご連絡は、郷土史研究資料編集室へ（小須戸町公民館内、電話二七〇番）にお願いします。

## 七割給付実施

### 国民健康保険

**○被保険者の福利厚生改善のため世帯員の七割給付を昭和四十一年一月一日より実施する運びとなりました。この事については一般住民の前々からの要望であり、最近療費の急増で国保財政は必迫してきているが保険税も年々増税されているし国の施策である以上早い時期に家族七割給付を実施され国民健康保険事業を充実される様要望があった、幸い各位の御理解と御協力に依り今回一月一日より実施に踏切った次第であります。**

**○保険者証改訂について被保険者証の一部改訂並に検認については御案内の通り実施致して参りましたがいろ〳〵の御都合で未だ保険者証の一部改訂並に検認を受けて居らない方は至急役場保健衛生課国保係へ提出改訂をお受け下さい。**

**○新潟大学病院の取扱**

新潟大学病院療養取扱機関に於ては世帯員に対し法定の五割額を御支払下され（保険者が減じている七割）皆様の負担金との差額二割は被保険者の請求により支払することとなっておりますので該当者はお忘れなく請求下さる様願います。

国保係

## 胃カメラ購入で治療一新

### 県立小須戸病院

最近癌で死ぬ人が年々増しています その中で胃がんが最も多いのです。胃がんも早い中に手術して取ってしまえば治りますが、手おくれになると現在治す方法はありません。

胃がんを早く発見する方法としては、胃のX線検査、胃鏡、胃液検査等があります。胃鏡は、最近できたもので、胃の中に写真機を入れて、胃の壁の写真を撮って診断する機械です。

最近の「カメラ」は、従来のものにくらべ、改良されて、くだも細くなり、大変飲みやすくできております。

## 愛犬家はご注意を

愛犬家はつぎのことを守り正しく飼いましょう。

**1、登録は必ず受けましょう。**

無登録で飼育していると狂犬病予防法第四条違反として罰せられます。

**2、春秋二回の予防注射は必ず受けましょう**

注射をしないで飼育していると狂犬病予防法第五条違反として罰せられます。

**3、犬は必ずつないで飼いましょう。**

放し飼いにすると飼犬取締条例により罰せられます。

保健衛生課

## 新刊購入図書

○日曜日には鼠を殺せ　E、ブレスバーカー
○そのとき一発　島　久平
○社会のなかの個人　高橋庄治
○明治九十九年世相事件　青柳淳郎
○砂漠の思想　安部公房
○地図の思想　小松左京
○愛はこの炭鉱に永遠に　車田譲治編
○泣きと笑いの三時間と十五分　住田正一
○甲冑と名将　笹間良彦
○愛の自叙伝　エリザベス・テーラー
○嵐というらむ　獅子文六
○新日本のビジョン　蠟山政道
○東芝の悲劇　三鬼陽之助
○会社のお家騒動　関忠果
○狂った脂粉　梶山季之
○花雪の曲　村上元三
○考えるヒント　小林秀雄
○日高川　有吉佐和子
○山本五十六　阿川弘之
○風魔一族　海音寺潮五郎
○乱世忍法記　早乙女貢
○昭和史発掘　松本清張著
○私は子ぐまの母親だった　ピーター・クロッ　藤原弘
○戦後第一巻　日本　藤原
○戦後第二巻　日本
○反対語大辞典　三浦綾子
○氷点　篠原正瑛
○現代ドイツ　藤原弘達
○犬猿の仲　柴田錬三郎
○毒婦伝奇　吉行淳之介
○唇と歯　亀井勝一郎
○人間の心得　〈ミング・ウエイ　福田恒存訳
○老人と海
○酒落れた関係　石川達三
○ぜったい多数曾野綾子
○耳　水上勉
○黒い視線　宮敏彦
○高みの見物　北杜夫
○イザという時いくらかゝるか　三菱信託銀行編

## ＝安全運転読本＝ みんなで注意 正しい交通

**第十六課　踏切**

踏切では、奥さんか恋人の顔またはわが子の顔を想い出す習慣をつけましょう。

**第十七課　一時停止**

交差点の標識のあるところでは、必ず一時停止をする。

――そうです。誰でもよく知っているのに守れない。前の車が出た、ついでにオレもという軽い気持が例外なく事故を誘発していることをごぞんじですか。

それから一時停止さえすればよい、というだけではこれもあぶない。必ず左右の安全をたしかめるのでなければ十分とはいえないでしょう。

**第十八課　げんわく**

夜間は、前方からくるクルマのヘッドライトにげんわくされて、ちょうど横断中の歩行者を発見できない場合が、しばしばありますから、道路の障害物や人の姿に注意を払うことです。

なにせスタンドバーあたりで、女に〝げんわく〟されて、酒代をうんとボラれたなどというのと根本的に違う問題です。おろそかにはできません。

**第十九課　クラクション**

クラクションを、大名行列の前払いと同じだと感ちがいしている運転者が、まだまだいるようです。

「どけ」「よけろ」という意味ではなく、「私が自動車で通りますから、お気をつけ遊ばして…」ということですからまちがいなく。

だから、通行人が必ず避けるだろうと推定して進行するのはもっとも危険です。

クラクションを鳴らす前に、必ずブレーキに足をかけ、いつでもとまることができるようにしておくべきです。

**第二十課　ドア**

奥さんにひっかかれたり、クルマのドアに手をはさまれたり、などというのは、決してジマンにならないものですが、案外多いものです。

ドアの開閉のときは、よく気をつけましょう。

また右ハンドルのクルマを運転するときには、つい右側のドアを無ぞうさにあけて降りたりしがちですが、後方からくるクルマにとっては非常に危険なことですから、一旦バックミラーで確認してからあけるようにしましょう。

## 柔剣道の練習日のお知らせ

このたび公民館の修理にともない、柔剣道クラブの練習日を次のとおり変更いたします。

場所　小須戸警察二階
日時　（毎週）
火、木、土　柔道
月、水、金　剣道
八時より九時三〇分まで

## 葉桜句集

小須戸町俳句同好会

菜の花の丘へ伸びゆく新団地　小滝
ものの芽や静かな朝の粥すゝる　竜朗
遅れ蒔く孤りに苗代寒が来る　虚秋
雪壁の底の水音二月かな　喜雨
春鮒の瞳のいとしさも泥だらけ　かしお
ポッ〳〵と紅やわらかし楓の芽　芳人
園児等の行く道狭し草萠ゆる　碧水
ウド萎びて四五本村の雑花店　杏水
炉の夫婦内緒話という素振り　須藤
鉢巻に頬冠りあり種子いらび　流水